

寝屋川市排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）

第10条第1項ただし書に規定する排水設備の設置義務の免除に関し、事務の適正な執行を図るために必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、法の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 免除 法第10条第1項ただし書の規定に基づき、寝屋川市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が行う排水設備の設置義務の免除をいう。

(2) 免除下水 管理者による免除に基づき、直接公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排除される下水をいう。

(3) 排除設備 免除下水を排除させるために必要な設備をいう。

(4) 排水設備 寝屋川市下水道条例（昭和47年条例第1号）第2条第8号に規定する排水設備をいう。

(免除の対象)

第3条 免除の対象とする下水の種類は、次のとおりとする。ただし、水質汚濁防止法第2条第9項に規定する生活排水については、免除の対象としない。

(1) 湧水及び地下水

(2) 間接冷却水

(3) 前2号に定めるもののほか、管理者が免除することが相当であると認めるもの

(免除の要件)

第4条 管理者は、前条各号に規定する下水が次の要件のすべてを満たしていると認められる場合には、免除を行うことができる。

(1) 免除下水を排除しようとする付近に適当な公共用水域があり、かつ、免除

下水を排除することにより排除先に支障をきたさないこと。

- (2) 別表に定める排除基準に適合する水質であること。
- (3) 免除下水とそれ以外の下水の排水系統等が完全に分離され、そのことが容易に確認できる構造であること。
- (4) 排除設備を直ちに停止し、公共下水道に排水できる構造であること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認めるもの。

(免除の申請)

第5条 免除を受けようとする者は、排水設備設置義務免除申請書に次の各号に掲げる書類を添付の上、正副2通を提出して管理者に申請しなければならない。

- (1) 排除設備の所在地の周辺見取り図及び敷地内の建物、施設などの平面図及び配置図
- (2) 排除設備図面
- (3) 排水設備図面
- (4) 申請日前3か月以内に実施した免除下水の水質試験成績書。ただし、事業場等又は排除設備を新設する場合にあっては、免除下水の水質説明書
- (5) 申請日前3か月以内に実施した免除下水の排除先の水質試験成績書
- (6) 水利組合などの事前説明経過書
- (7) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める書類

(免除の許可に付する条件)

第6条 管理者は、免除の許可に当たり、次の条件を付するものとする。

- (1) 免除を受けた者は、第11条の規定による水質試験の結果を水質試験結果報告書により、3か月を超えない期間ごとに定期的に管理者に報告すること。ただし、ダイオキシン類については、年1回とする。
- (2) 免除を受けようとする者は、法、水質汚濁防止法及び関係法令による所定の手続きを行い、これを遵守すること。
- (3) 管理者が必要と認める場合は、立入検査を行うものとし、免除を受けた者は検査に立会うこと。
- (4) 管理者が必要と認める場合は、報告の徴収を行うものとし、免除を受けた者は報告書を提出すること。
- (5) 将来公共下水道への接続の必要性が生じた場合の接続に係る費用は、すべ

て免除を受けた者の負担とすること。

(6) 周辺などから苦情、要望等があった場合は、速やかに誠実に対応すること。

(7) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認めるもの。

(免除の期間)

第7条 免除の期間は、免除の許可を受けた日から3月31日までとする。

(免除の継続)

第8条 免除を受けた者が当該免除と同一内容により引き続き免除を受けようとするときは、免除期間満了日の30日前までに排水設備設置義務免除継続申請書により、管理者に申請しなければならない。

2 前項の申請に当たっては、第5条第1号から第5号及び同条第7号の書類及び排水設備設置義務免除（免除継続）許可通知書（第10条第1項に規定するものをいう。）の写しを添付の上、正副2通を管理者に提出しなければならない。

(免除に関する事項の変更)

第9条 免除を受けた者が、次の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日から30日前までに排水設備設置義務免除事項変更申請書正副2通を管理者に申請しなければならない。

(1) 排除設備の構造

(2) 免除下水の種類

(3) 免除下水に係る用水の種類

(4) 免除下水の排除先

(5) 免除下水の排除量

2 前項の申請においては、前条第2項の規定を準用する。この場合において、変更がある事項に係る書類については、変更前後のものを添付するものとする。

(免除等の決定)

第10条 管理者は、第5条の免除の申請又は第8条第1項の免除継続の申請があったときは、これを審査し、第4条に規定する要件に適合し、かつ、免除の許可を行うことが相当と認めるときは、排水設備設置義務免除（免除継続）許可通知書により、免除許可が不相当と認めるときは排水設備設置義務免除（免除継続）不許可通知書により、申請書を受理した日から30日以内に申請者に通知するものとする。

2 管理者は、第9条の規定による免除事項変更の申請があったときは、これを審査し、承認するときは、排水設備設置義務免除事項変更承認通知書により、不承認のときは排水設備設置義務免除事項変更不承認通知書により、申請書を受理した日から30日以内に申請者に通知するものとする。

(水質試験の実施)

第11条 免除を受けた者は、毎月ごと(ダイオキシン類については年1回)に免除下水の水質試験を実施するとともに、その結果を記録し、5年間保存しなければならない。

2 前項の水質試験に供する試料の採取箇所は、排除設備の排除口とする。この場合において、排除設備が複数ある場合には、すべての排除口で試料を採取し、試験を実施することとする。

(水質試験の項目)

第12条 第5条第4号及び同条第5号の水質試験成績書(第8条又は第9条の申請書に添付する場合を含む。)に記載するため実施する試験項目は、別表に定める項目とする。ただし、管理者が認める場合においては項目を減ずることができる。

2 前条の規定による水質試験を行う場合の試験項目は、管理者が指示した項目を実施するものとする。

3 前2項で行う水質試験の方法は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)とする。

4 水質試験を行う水質分析機関は、官公立衛生研究所・官公立大学研究所・官公立分析機関に基づく計量証明事業の登録を受けた事業所とする。

5 水質試験を行う水質分析機関の費用については、免除を受ける者(事業者等)の負担とする。また、免除を受けた後の水質確認(定期的及び臨時等)の費用についても免除を受けた者の負担とする。

(排除設備の廃止等)

第13条 免除を受けた者は、免除期間内に排除設備の使用を廃止又は休止した日から30日以内に排除設備使用廃止(休止)届出書正副2通を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による排除設備の使用を休止した者が当該排除設備の使用を再

開しようとするときは、使用を再開しようとする予定日から 30 日前までに排除設備使用再開届出書正副 2 通を管理者に提出しなければならない。

(変更届の提出)

第 14 条 免除を受けた者は、次の事項に変更があった場合は、変更のあった日から 30 日以内に氏名等変更届出書正副 2 通を管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 事業場等の名称及び所在地

(承継)

第 15 条 免除を受けた者から当該免除に係る排除設備を譲り受け、又は、借り受けた者は、当該免除を受けた者の地位を承継する。

2 免除を受けた者について、相続または合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該免除を受けた者の地位を承継する。

3 免除を受けた者について、分割があったときは、設立された法人のうち、当該免除に係る排除設備に関する権利義務を承継した法人は、当該免除を受けた者の地位を承継する。

4 前 3 項の規定により、当該免除を受けた者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に承継届出書正副 2 通を管理者に提出しなければならない。

(免除の許可の取消し等)

第 16 条 管理者は、免除を受けた者が次の各号に該当するときは法第 38 条の規定に基づき、免除の許可の取消し等必要な措置をとることができるものとする。

- (1) 第 4 条各号の要件を満たしていると認められなくなったとき
- (2) 第 6 条に基づき付された条件に違反したとき
- (3) 偽装の申請、届出又は報告等を行ったとき
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、この要綱に違反したとき

(関係機関との調整)

第 17 条 管理者は、免除の事務の執行に当たっては、関係機関と密接な調整を図るものとする。

(事務の所管)

第 18 条 免除に関する事務は、上下水道局経営総務課において行う。

(委任)

第 19 条 この要綱の施行に関して必要な事項及び様式は、上下水道局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 21 日から施行する。